

議案第73号

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年12月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

新居浜市税賦課徴収条例（昭和25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第1号及び第2号」を「この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、納税者又は特別徴収義務者が前項の納期限までに税金を納付しなかったこと又は納入金を納入しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、同項の延滞金額を減免することができる。

第34条の7を次のように改める。

（寄附金税額控除）

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものを支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき金額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3

及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金（当該法人の設立前においてされる寄附金を含む。）

(2) 愛媛県知事又は愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらに類する寄附金として愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第10条に掲げる寄附金

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第47条の2第1項中「を当該年度の」を「を当該年度の初日の属する年の」に改め、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第47条の5第1項中「当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改め、同条第3項中「第47条の3及び前条」を「前2条」に改める。

附則第6条第4項及び第6条の2第4項中「又は第20条の2第1項」を「、第19条の2第1項又は第20条第1項」に、「株式等」を「一般株式等」に、「又は附則第20条の2第1項」を「、附則第19条の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条第1項」に改める。

附則第7条の4中「同条第2項第2号若しくは第3号」を「法第314条の7第2項第2号若しくは第3号」に、「又は附則第20条の2第1項」を「、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項」に、「同項第2号及び第3号」を「同項」に、「当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち

2, 000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）」を「法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額」に改め、同条各号を削る。

附則第7条の5を削る。

附則第16条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「この項及び次項」を「この項」に、「場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したとき」を「場合に」に、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第33条第1項」に、「配当所得の金額（以下）」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同条第3項第1号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「第34条の7第1項前段」に、「合計額」と、同条

第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」を「合計額」に改め、同項第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「第34条の7第1項前段」に、「合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」を「合計額」に改める。

附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第34条の7第1項前段」に、「合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」を「合計額」に改める。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第34条の7第1項前段」に、「合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」を「合計額」に改める。

附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に、「金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を「金額（」に、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項第2号中「、附則第7条の3の

2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「第 3 4 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 1 9 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「第 3 4 条の 7 第 1 項前段」に、「合計額」と、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 1 9 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」を「合計額」に改め、同項第 3 号及び第 4 号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第 1 9 条の 2 を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 1 9 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 3 7 条の 1 1 第 1 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第 3 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 3 4 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 1 8 条の 2 第 5 項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第 2 3 条第 1 項第 1 7 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第 3 3 条第 6 項の規定により同条第 5 項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第 2 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 3 4 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 1 0 0 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「附則第 1 9 条第 1 項」とあるのは「附則第 1 9 条の 2 第 1 項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第 3 7 条の 1 1 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第 1 9 条の 3 から第 2 0 条までを削る。

附則第 2 0 条の 2 第 2 項第 1 号中「附則第 2 0 条の 2 第 1 項」を「附則第 2 0 条第 1

項」に改め、同項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「及び附則第20条の2第1項」を「及び附則第20条第1項」に、「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「第34条の7第1項前段」に、「並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」を「並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」に、「合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」を「合計額」に改め、同項第3号及び第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とする。

附則第20条の3を削る。

附則第20条の4第2項第1号中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「及び附則第20条の4第1項」を「及び附則第20条の2第1項」に、「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「第34条の7第1項前段」に、「並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」を「並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」に、「合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」を「合計額」に改め、同項第3号及び第4号中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「及び附則第20条の4第3項」を「及び附則第20条の2第3項」に、「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「第34条の7第1項前段」に、「並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」を「並びに附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」に、「合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」を「合計額」に、「附則第20条の4第4項」を「附則第20条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に、「に係る」を「に係る利子所得の金額又は」に改め、同項第4号及び同条第6項中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条を附則第20条の2とする。

附則第20条の5を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次条第1項の規定 平成28年1月1日

(2) 第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定
平成28年10月1日

(3) 附則第6条第4項及び第6条の2第4項の改正規定、附則第7条の4の改正規定（「又は附則第20条の2第1項」を「、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項」に改める部分に限る。）、第16条の3の改正規定（同条第3項第2号に係る部分を除く。）及び第19条の改正規定（同条第2項第2号に係る部分を除く。）、附則第19条の2から第20条までの改正規定、附則第20条の2第2項第1号の改正規定、同項第2号の改正規定（「及び附則第20条の2第1項」を「及び附則第20条第1項」に改める部分及び「並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」を「並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」に改める部分に限る。）、同項第3号及び第4号の改正規定並びに同条を附則第20条とする改正規定、附則第20条の3の改正規定、附則第20条の4第2項第1号の改正規定、同項第2号の改正規定（「及び附則第20条の4第1項」を「及び附則第20条の2第1項」に改める部分及び「並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」を「並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」に改める部分に限る。）、同項第3号及び第4号の改正規定、同条第5項第1号の改正規定、同項第2号の改正規定

（「及び附則第20条の4第3項」を「及び附則第20条の2第3項」に改める部分、「並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」を「並びに附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」に改める部分及び「附則第20条の4第4項」を「附則第20条の2第4項」に改める部分に限る。）、同項第3号、第4号及び同条第6項の改正規定並びに同条を附則第20条の2とする改正規定、附則第20条の5の改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

（経過措置）

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 改正後の新居浜市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 新条例附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し等を行うため、本案を提出する。